

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年10月20日まで縦覧に供する。

平成26年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年8月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ジャラクエンタープライズ

八十川 浩一

高松市今里町2丁目23番地10号

3 定款に記載された目的

この法人は、健康増進を願う人達に対して、希少糖と無農薬ジャラク豆配合商品等の情報発信、商品開発、販売支援事業を行い、健康増進、環境保全及びバリ島との観光振興に寄与することを目的とする。